

一般競争入札（総合評価落札方式）に関する質問及び回答（Q & A）

最終更新日：2017年10月20日
独立行政法人情報処理推進機構

件名： AIの社会実装における課題と対策の動向調査

項番	頁番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	6	Ⅱ. 契約書(案)	第2条（再請負の制限）	第2条第2項の再請負について「事前に…書面により届け出なければならない」とあります。これは、契約締結前に提案書等で再請負先をすべて明らかにしておく必要があるのでしょうか。それとも、第三者に再請負しなければならない事由が生じた時に、都度届け出ればよろしいのでしょうか。	提案書の履行体制図に記載するなど、事前に明らかになっている再請負先については、当然のことながら契約締結時にすべて届け出てください。 また、本件を履行する過程において、追加で再請負しなければならない状況が発生した場合は、その都度、IPAに再請負先を届け出てください。	2017年10月20日
2	19	Ⅲ. 仕様書	3.4 社会実装課題検討WG（仮称）の運営業務	WGメンバーの選定、委嘱はIPA側で行う点は理解しましたが、具体的にどういった方を委嘱する予定なのでしょうか。現時点での想定をご教示願います。 また、WGには関係省庁等からオブザーバが参加することも想定されるのでしょうか。	現在、民間企業及び大学等の有識者との面談を進めており、その結果を踏まえてIPAがWGメンバーを委嘱する予定となっています。 また、WGには関係省庁等からオブザーバが参加する予定となっています。	2017年10月20日
3	15 16 18	Ⅲ. 仕様書	3.1.1 文献調査 3.2 AIに関する制度・政策調査	3.1.2のアンケート調査では「国内企業向け」と、国内に限定した調査であると明示しています。一方で、3.1.1及び3.2では国（地域）の範囲は示されていないため、これらの文献調査は「国内・海外を問わず」という認識でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、「AI白書2017」作成の過程においても文献調査を実施し、国内、米国、欧州、中国の動向を取りまとめましたが、結果として国内、米国、欧州の動向が中心となりました。本件の文献調査では、例えば中国の動向把握に重点を置くなど、バランスを考慮した文献等をご提案してください。	2017年10月20日